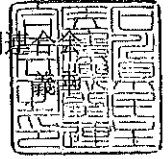


2022年8月23日

石川県知事 馳 浩 殿

石川県民主医療機関連合会
会長 中内



新型コロナウイルス感染症第7波下での医療機関、介護・福祉施設の実態を把握し、 医療・介護従事者の離職や事業所の経営破綻を防ぐための支援を求める要請書

一般の新型コロナウイルス感染症に対する貴職のご尽力に敬意を表します。

私ども石川県民主医療機関連合会(略称:石川民医連)は、無差別・平等の医療と福祉の実現を組織理念に掲げて、県下においてコロナ対応協力医療機関である金沢市の城北病院をはじめとする2病院、9医科・歯科診療所、他に保険薬局や介護・福祉施設あわせて62事業所が加盟する医療・介護団体として、感染症対応に最大限務めるとともに、地域住民の健康管理に努力しております。

さて、7月中旬から広がっている第7波は、未曾有の拡大の様相を呈し、すでに通常医療にも影響を及ぼす事態となっております。

私どもの加盟事業所においても、常に新しい知見に学びながら感染拡大防止に努めてきたにも関わらず、複数事業所において大規模クラスターが発生しています。特徴は、感染力が強いと言われるBA.5変異株のエアロゾル感染が原因と思われる急激な感染拡大により稼働職員がいなくなることで、コロナ対応病床への入院が困難で、一般病床や介護・福祉施設であっても陽性者を留め置きでみざるをえないこと、入院患者および入所・入居利用者のいのち・働く職員のいのちをまもるために他事業を停止して職員を集中せねばならない事態であること、です。

国の政策として、第7波下では行動制限の類は一切敷かれず、今夏も「行動制限のない3年ぶりの夏」として多くの人の往来があり、結果として全国で感染が広がっています。市内の医療機関でも、クラスターまでいかなくとも、発熱外来に患者が殺到し、すでに救急搬送も「8回断られた」「緊急手術は中止せざるをえない」など通常の医療提供体制にも支障が出ています。これらの実態は、すでに一部報道もされている通り、私どもの事業所だけでおきているわけではなく、すべての医療・介護事業所が直面している、深刻な現実と考えられます。また、発熱などの症状が出て受診をためらったり、独居などで支援を受けられない陽性者が重症化したりするなどの事態も懸念されます。本来必要な医療や介護を提供できないことはあってはならないことであり、コロナ以外の病気の増悪、重症化などの2次被害につながる恐れもあります。同時に、患者・利用者の要求に応えられないことが、私たち医療・介護現場の職員のメンタルヘルスに大きなマイナスとなります。このような状況下で職員が離職したり、経営的に行き詰まるようなことにつながれば、地域住民にとっても、保健衛生行政にとっても重大な損失となります。

医療機関および介護・福祉施設は、コロナ対応指定の有無・開設主体・事業規模を問わず、すべての事業所がコロナ禍の下でも県民のいのちと健康をまもり、暮らしを支えています。国の施策で感染爆発を抑えることが出来ていない以上、それによって被る甚大な影響に対して、国や県の責任によって速やかに、必要十分な支援、また今後も当面続く感染拡大状況に対応すべく制度の拡充や独自支援策の構築をしていただきたいと考えます。医療・介護現場の職員は、いのちや健康をまもるために頑張っています。県の責任で、安心して利用できる医療・介護福祉体制の構築・支援を求めます。

上記の主旨により、以下を要請いたします。

1. 逼迫した状況下において医療、介護・福祉の現場で起きている事態を把握すること

殺到する発熱外来、救急搬送や入院受け入れなど通常の診療制限、介護・福祉施設での施設内療養(いわゆる留め置き)常態化、特に大規模クラスター発生事業所において「職員のいのちをまもる」こと

も考えなければならない事態を、具体的事例として把握してください。

あわせて、逼迫時の現場の実態として、病床使用率や施設内療養者数に加え、医療機関および介護・福祉施設で陽性もしくは濃厚接触者として就業できない職員数を把握してください。

2. 大規模クラスター発生の介護・福祉施設や小規模病院への支援を強化すること

陽性者のいのちをまもり、またクラスター発生下での稼働職員の負荷を下げるためにも、入院が必要な陽性者については求めに応じて速やかに転院出来る体制を講じてください。「診療の手引き」に準じた転院が出来ない逼迫状況にある場合はその旨を公開し、施設内療養を希望する陽性者を留め置きで療養させる施設に対する人的および財政的な支援を強化してください。

逼迫時に現場への多大な負荷となる膨大な衛生材料や防護用品の確保、大量の感染性廃棄物の保管や回収に対して、要請に応じて、県から必要物品を支給したり、感染性廃棄物の臨時回収を行うなど現場の負荷を減らす支援策を講じてください。

3. クラスター等発生事業所への財政支援の仕組みを拡充すること

4/1事務連絡「令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」の活用を含む独自支援施策を講じてください。そのために財源の増額を国に求めてください。

「留め置き」陽性者および職員のいのちをまもるために、一部の事業を停止して全力を注いでいる事業所では大きな減収が見込まれます。同時に見舞われている物価高騰等による事業費用の増加も、患者利用者に価格転嫁できない医療、介護・福祉事業所にとっては大きな痛手となっています。同臨時交付金の取り扱いを最大限活用し、コロナ対応収束後に経営危機を迎えることがないような減収補てん、特に、制度が充分とはいえない小規模医療機関や介護・福祉施設への補助金拡充を講じてください。

4. 患者や地域住民が安心して受診出来、かつ医療機関の負荷を減らす対策を講じること

発熱してコロナ感染ではないかと不安に思いながらも、あえて医療機関にかからず解熱剤を飲んで自宅で様子を見ていたという方も散見される中で、自宅隔離をしても買い物など社会からの支援で支え合う体制の構築、発熱などのコロナ疑い者やコロナ陽性患者などが安心して医療を受けられ、かつ通常の医療体制を制限せずに済むような機能分担を講じて下さい。

PCR検査について、対象事業所や実施施設の拡充、期間の延長、費用負担の制限緩和、事業所内職員への自主検査の費用補助など、早期の陽性者発見・接触者調査・隔離および頻回な検査によって早期の感染拡大防止措置を講じ、医療機関に検査希望者が殺到する状況を緩和してください。

軽症者を診る検査センターやドライブスルー検査所の設置、若年でリスクの低い抗原検査陽性者の相談窓口として健康フォローアップセンター等の設置を検討してください。

医療機関受診時に陽性が判明した者の帰途手段を確保してください。例えば、陽性者搬送専用タクシーを委託事業として確保してください。

5. 県民および旅行者を含む来県者に対して、適切な情報発信と注意喚起を行うこと

逼迫時の現場の実態を、医療・介護福祉事業所関係者や県民にも適切に知らせようモニタリング指標の改良を検討してください。

医療機関の逼迫状況を、当該事業所への責任追及とならないよう配慮しながら公表すること、もしくは医療機関同士で情報共有できる仕組みを構築して下さい。

県民に対して、「行動制限がない＝感染対策不要」ではないという明確な情報発信を、上記の実態とあわせて県の責任で広くかつ頻繁に行い、医療機関、介護・福祉施設への負荷増大にならないよう講じて下さい。

以上